

円滑な施工確保に向けた各種取組について

令和7年6月
企画部 技術管理課

1. 労務単価の見直しについて

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全 国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比 ; + 6. 0 %
主要12職種※ (23,237円) 令和6年3月比 ; + 5. 6 %

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

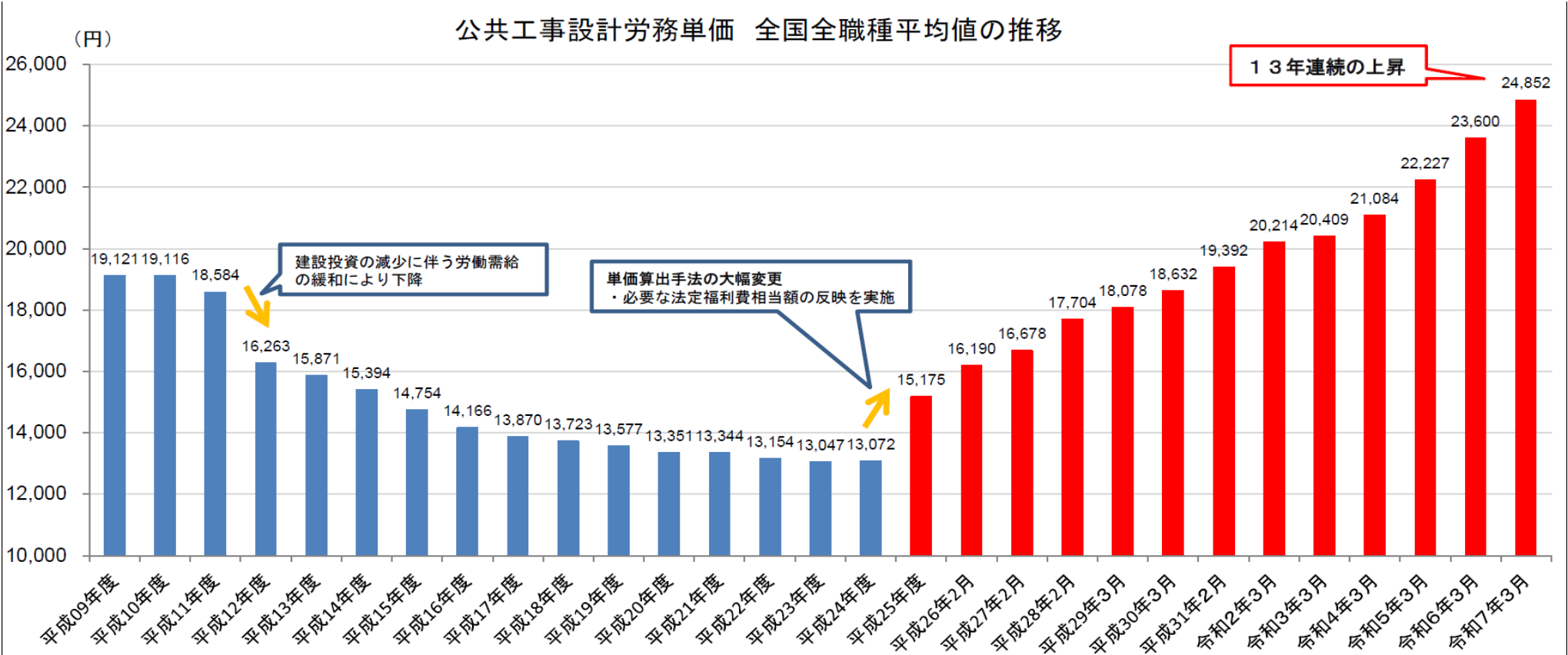
(主要12職種)

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+ 5. 6 %	運転手（一般）	24,605円	+ 5. 4 %
普通作業員	22,938円	+ 5. 3 %	型わく工	30,214円	+ 5. 1 %
軽作業員	18,137円	+ 6. 8 %	大工	29,019円	+ 6. 3 %
とび工	29,748円	+ 4. 8 %	左官	29,351円	+ 6. 8 %
鉄筋工	30,017円	+ 5. 9 %	交通誘導警備員A	17,931円	+ 5. 7 %
運転手（特殊）	28,092円	+ 5. 0 %	交通誘導警備員B	15,752円	+ 5. 7 %

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は昨年度を上回る6.0%となり、単価の平均値は13年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

3

(参考)直轄工事におけるスライド条項について

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

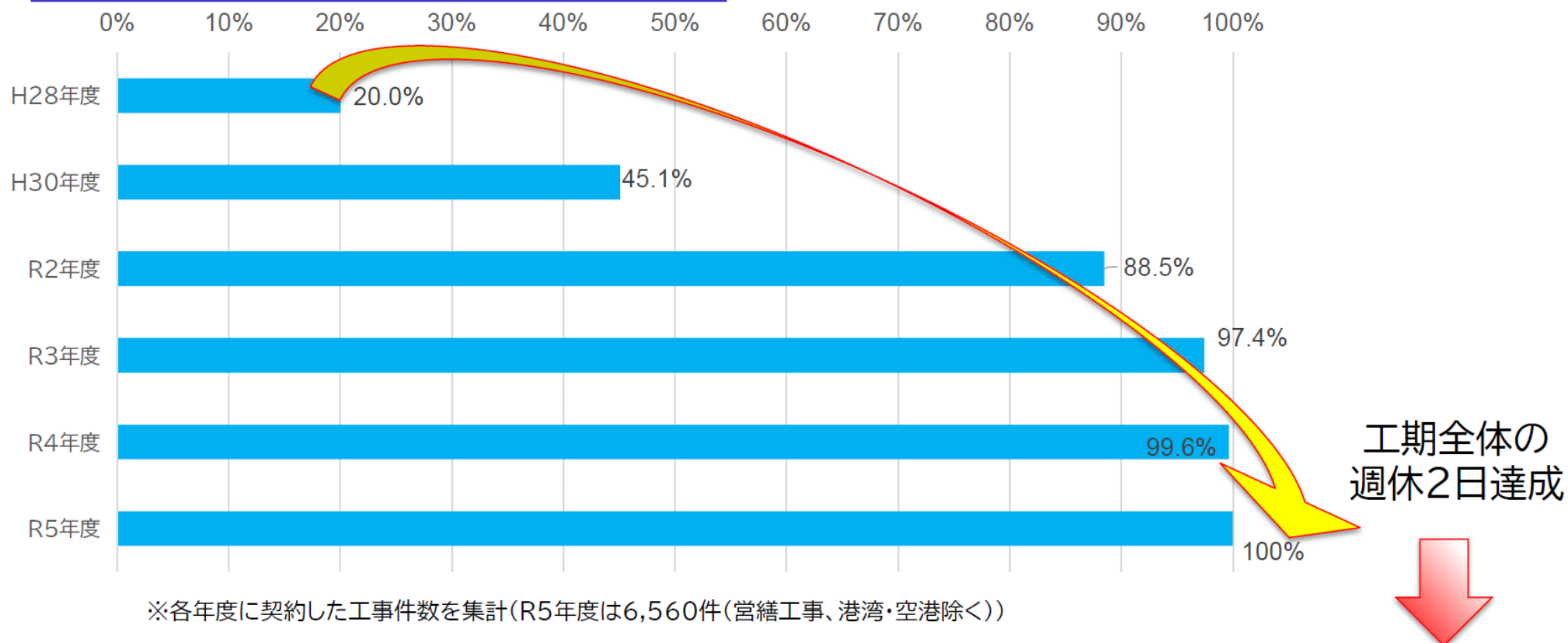
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の 変動に対応する措置	特定の資材価格の 急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の 変動に対応する措置
請負額変更 の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残 工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと 併用の場合、全体スライド又はインフレス ライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建 設業者の経営上最小限度必要な利益まで 損なわないよう定められた「1%」を採用。 単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、 12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工 期内全ての特定資材が対象のため、再ス ライドの必要がない)	可能
	令和5年度 適用件数 【関東地整】	適用件数 4件	適用件数 21件	適用件数 87件

2. 建設業における働き方改革について

直轄土木工事の週休2日の実施状況

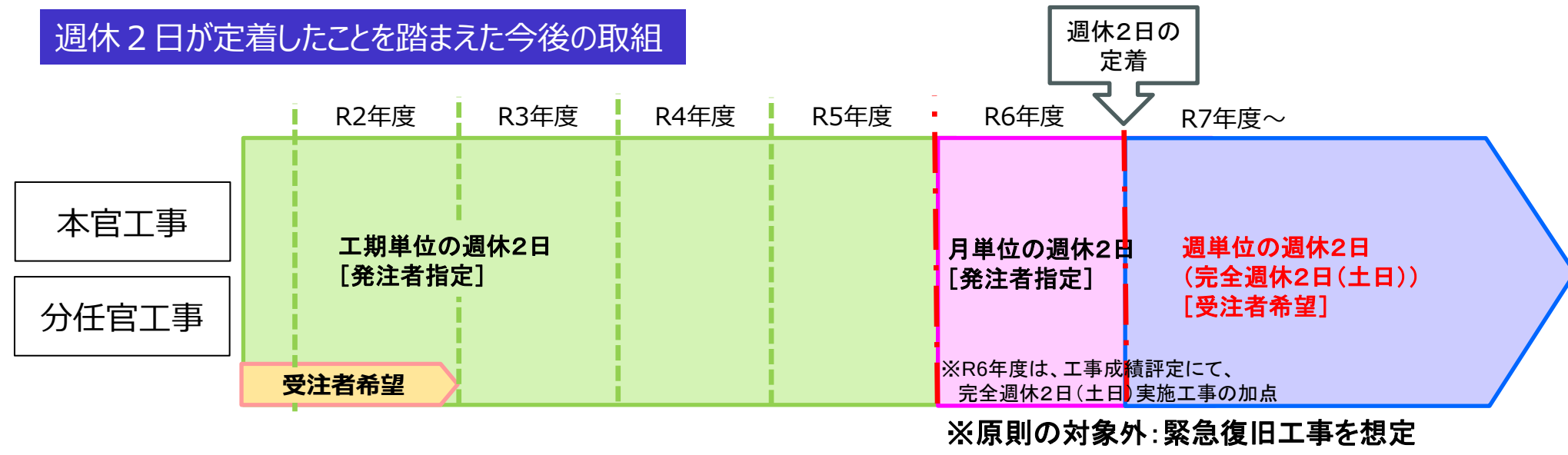
- H28年度以降、工期全体の週休2日を推進し、R5年度に実施率100%を達成
- 今後も、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方を支援。

週休2日工事（工期全体）の実施率（直轄）



他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方を支援。

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、**完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施**
 - ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用
 - ※**完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止**



R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
＜現場閉所＞	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
＜交替制＞	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

自治体との工事関係書類に関する記載内容を統一！

- 令和5年度は、関東地方整備局及び埼玉県との統一化の対象書類として26書類選定し、うち、24書類（92％）の統一化を実施
- 令和6年度には、埼玉県との調整結果を基に、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市についても、書類の記載内容の統一化に向けた調整を実施し、**栃木県、群馬県、千葉県、山梨県の4県との書類統一化が100％完了**
- 今後も引き続き地域の実情等により管内各都県及び政令市へ同様の取組を展開

令和6年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について ※国土交通省が定める「工事関係書類の標準様式」の一覧

R7.3.31時点

様式番号	書類名称等	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	山梨県	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書	△	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△
様式-2	請負代金内訳書	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-3	工程表、変更工程表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○	○	△	○	○	○	△	△	○	○
様式-5	請求書(前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金) 請求内訳書(部分払、国際部分払、指定部分払)	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-6	VE提案書(契約後VE時)	○	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○
様式-7	品質証明員通知書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-10	材料確認書	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	△
様式-11	段階確認書	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-12	確認・立会依頼書	○	○	—	—	○	—	○	○	○	—	○
様式-13	工事事故速報	—	—	○	—	○	○	○	—	△	—	—
様式-14	工事履行報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-15	認定請求書	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
様式-16	指定部分完成通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-17	指定部分引渡書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-18	工事出来高内訳書	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△
様式-21	修補完了届	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—
様式-22	部分使用承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-23	工期延期届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-24	支給品受領書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-25	支給品精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-26	建設機械使用実績報告書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-27	建設機械借用・返納書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-28	現場発生品調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-29	完成通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-30	引渡書	△	○	○	○	○	○	—	○	△	△	△
様式-31	出来形管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-32	品質管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-33	品質証明書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

【凡例】
○：統一化済み
△：統一化に向け引き続き調整
—：自治体では作成義務無し

■：統一化100%の自治体
□：統一化100%未満の自治体

統一された様式は、以下のホームページにて掲載しています。
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>)

76%	100%	100%	92%	100%	100%	90%	97%	73%	71%	79%
-----	------	------	-----	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

3. 施工効率の向上に向けた取組について

施工効率の向上

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組を整備
受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施

三者会議

施工者

「三者会議」

現場条件の把握
設計思想の把握
新技術の提案等

発注者

設計者

課題を早期に把握し
円滑な工事着手や手戻りの防止

ワンデーレスポンス

協議・承諾・確認等について
その日のうちに回答

発注者

受注者

適切な工程管理が可能となり
現場の生産性が向上

ウィークリースタンス

発注者

受注者

- ・依頼日、時間及び期限に関する取組
- ・会議、打合せに関する取組
- ・業務時間外の連絡に関する取組

土日・深夜勤務等を抑制して
現場環境を改善

設計審査会

発注者

受注者
(施工者)

「設計審査会」

- ・工事工程のクリティカルパスの共有
- ・受発注者間の役割分担の明確化
- ・設計変更の妥当性の審議

設計変更の透明性を図り
円滑な変更手続

受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施

構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。

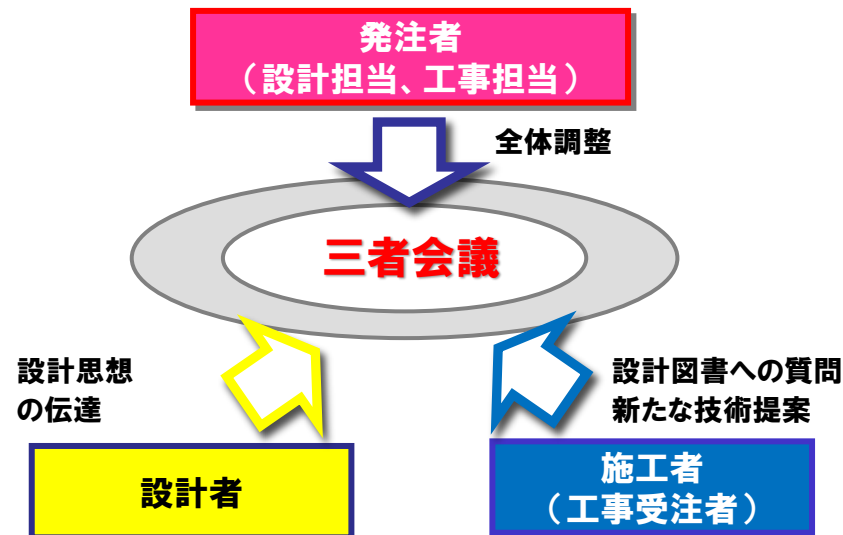
原則、全ての工事・業務が対象

原則、全ての工事・業務が対象

原則、全ての工事が対象
(簡易な工事は除く)

- ・三者会議とは、
工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者(工事受注者)による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組

三者会議の概要



【検討例】

- ・設計の考え方、設計思想の説明(設計者)
- ・照査結果の報告、新技術の提案(施工者)
- ・関係機関との調整状況(発注者)

《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事:

- ① 工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事
- ② 施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事。

- ・発注者から事業目的及び協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- ・設計者から設計業務の成果品により設計思想・条件等の伝達を行う。
- ・施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関すること、及び新技術の提案等の説明を行う。
- ・対象工事以外で施工者が三者会議の開催を発議する場合、「総括監督員」に書面で要請(協議)するものとする。
- ・現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

効果

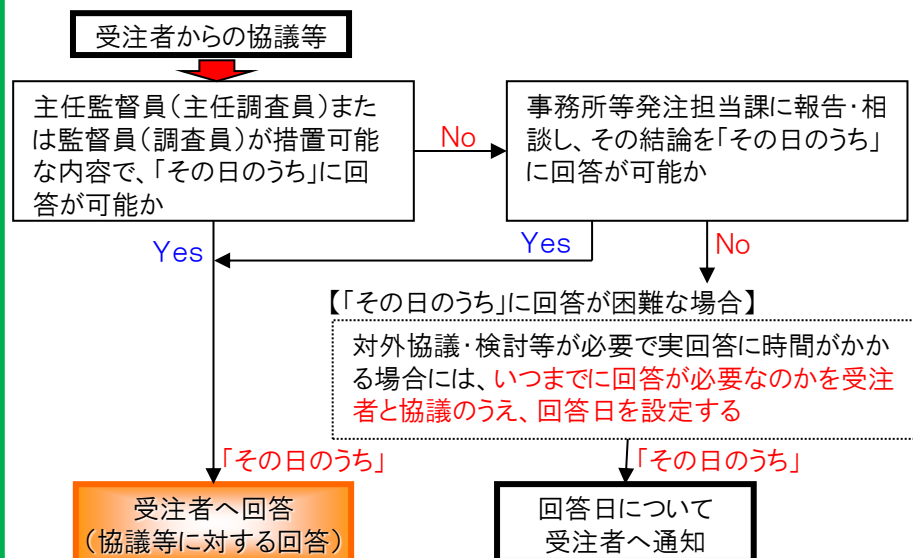
- ◆公共工事の品質確保
- ◆円滑な事業執行

・ワンデーレスポンスとは、
受注者からの協議等に対して、「その日のうち」に回答、または、回答日を協議の上、決定することにより、工事現場や業務実施過程において発生する諸問題を迅速に対応する取組

ワンデーレスポンスの概要



○ワンデーレスポンスフロー



《関東地方整備局での取り組み》

○対象：全ての工事および業務

- ・主任監督(調査)員または監督(調査)員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答する。
- ・「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、閉庁日を除く。
- ・発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合(対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど)は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- ・通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- ・回答及び回答日の通知は、原則、書面により行うものとする。

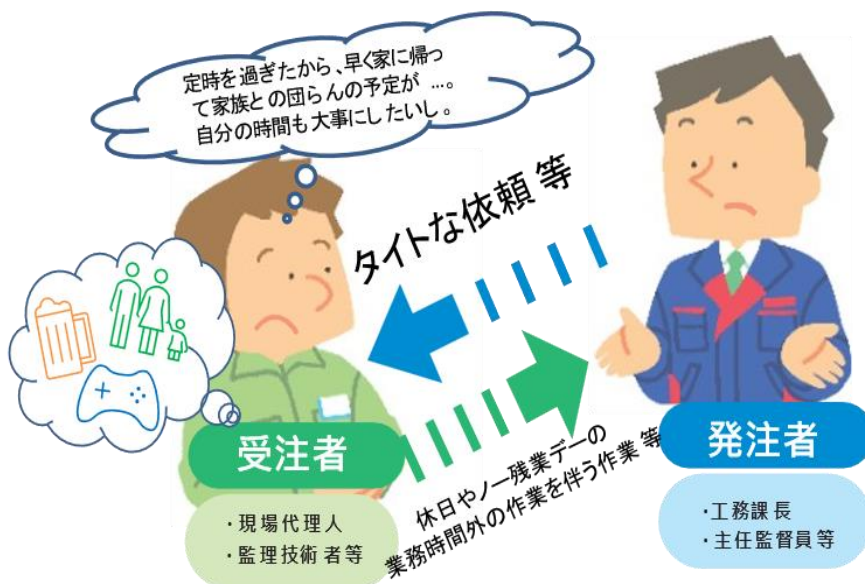
効果

- ◆問題解決の迅速化
- ◆適切な工程管理

- ・ウィークリースタンスとは、
土日・深夜勤務等を抑制するための取組を設定し、現場（業務）環境の改善を行う取組

ウィークリースタンスの目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。



《関東地方整備局での取り組み》

○対象：全ての工事および業務

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

- ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- ②会議・打合せに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
 - ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。
- ③業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

効果

- ◆時間外労働等の抑制
- ◆円滑な工事（業務）執行と品質確保

設計審査会（令和3年10月から運用）

・設計審査会とは、

発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前に工事工程の共有・照合及び協議資料作成等の役割分担を明確にし、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化のため、設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組

設計審査会の概要

受注者

・現場代理人
・監理技術者等

発注者

・(技)副所長
・工務課長
・主任監督員等

設計審査会

・工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックの実施
・協議資料作成等の役割分担の明確化
・設計変更の妥当性審議（設計変更ガイドライン活用）
・設計変更手続きに伴う工事中止の判断等

設計変更、先行施工承認に反映

【検討例】

・用地取得難航による施工方法の変更協議
・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事：原則、全ての工事
（簡易な工事等は除く）

- ・現場着手前に、工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施し、併せて協議資料作成等の役割分担を明確にする。
- ・設計変更の妥当性（可・否）の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について、審査を行う。
- ・発注者、受注者のいずれかの発議により、適時開催する。
- ・受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括監督員」に文書で要請（協議）する。
- ・審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保持する。

効果

- ◆ 変更手続きの透明性、公平性の確保
- ◆ 迅速、円滑な変更手続き

適切な設計変更のさらなる徹底(ガイドライン(総合版)の改定)

- R 6 品確法の改正を機に、**工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)をリニューアル**(R7.3)
 - 本ガイドラインは関東地方整備局 H P に掲載し、関係業団体、受発注者等に対し、本ガイドラインに留意するよう周知徹底を図る
- (掲載箇所) <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

■主な改定内容

①R6改正品確法を踏まえた見直し

- ・設計変更ガイドラインの位置付けを明確化
- ・適切な設計変更の必要性を明記

②適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイントを明記

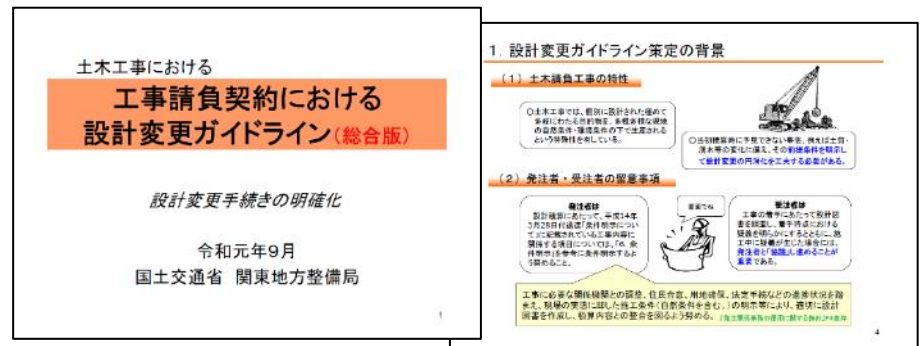
- ・設計変更の定義を明記
- ・押さえておくべきポイントを明確化

③「工事一時中止等に係るガイドライン(案)」の見直し

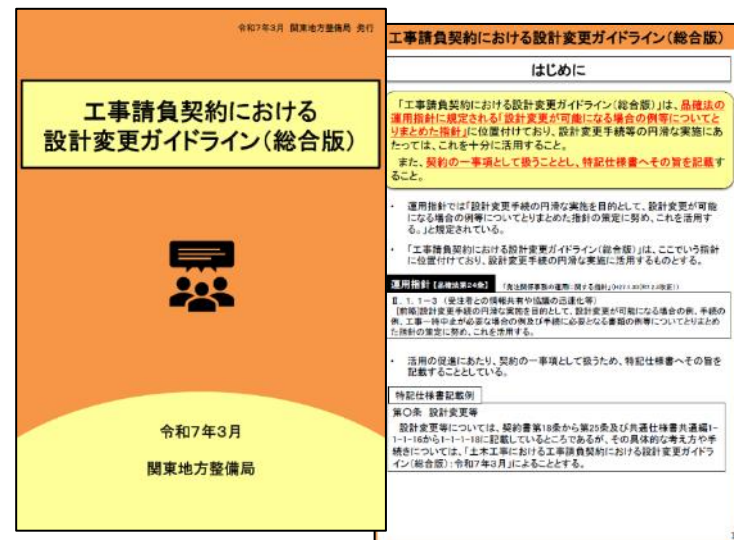
- ・「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について(令和2年2月13日付通知)」の内容を踏まえ見直し
- ・「工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて」を廃止し、「工事一時中止等に係るガイドライン(案)」に反映

④「受発注者間のコミュニケーション」の見直し

- ・「工事現場環境改善(ウィークリースタンス)」を追加



**令和7年3月に
リニューアル**



『設計変更ガイドライン』について

- ・品確法の基本理念に則り、公共工事の品質が確保されるよう、適切な設計変更に努める
- ・受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように共通認識を持つ必要がある

令和7年
3月改定

ガイドライン(総合版)の概要

I 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的
2. 適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイント
3. 設計変更が不可能なケース
4. 設計変更が可能なケース
5. 設計変更手続きフロー
6. 設計変更に関わる資料の作成
7. 条件明示について
8. 指定・任意の使い分け

II 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

1. 工事一時中止等に係るガイドライン策定(案)策定の背景・目的
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成
7. 工期短縮計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更
9. 増加費用の考え方

III 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方
2. 設計図書の照査項目及び内容
3. 照査項目チェックリスト

IV 設計変更事例(主な事例)

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
2. 工事目的物の追加
3. 施工数量の増減
4. 施工方法の変更
5. 設計変更手続きフロー
6. 設計変更に関わる資料の作成

V 受発注者間のコミュニケーション

VI 参考資料

効果

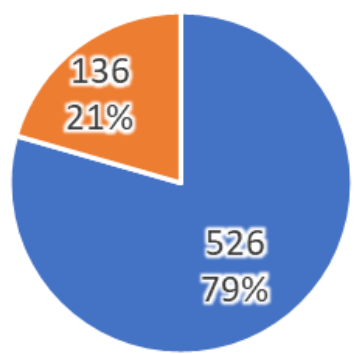
- ◆適正な利潤、適切な工期の確保
- ◆生産性・品質の向上
- ◆様々な解決策をひとつにまとめる

土木工事電子書類スリム化ガイドに関するアンケート調査結果

工事書類作成に関する更なる改善要望

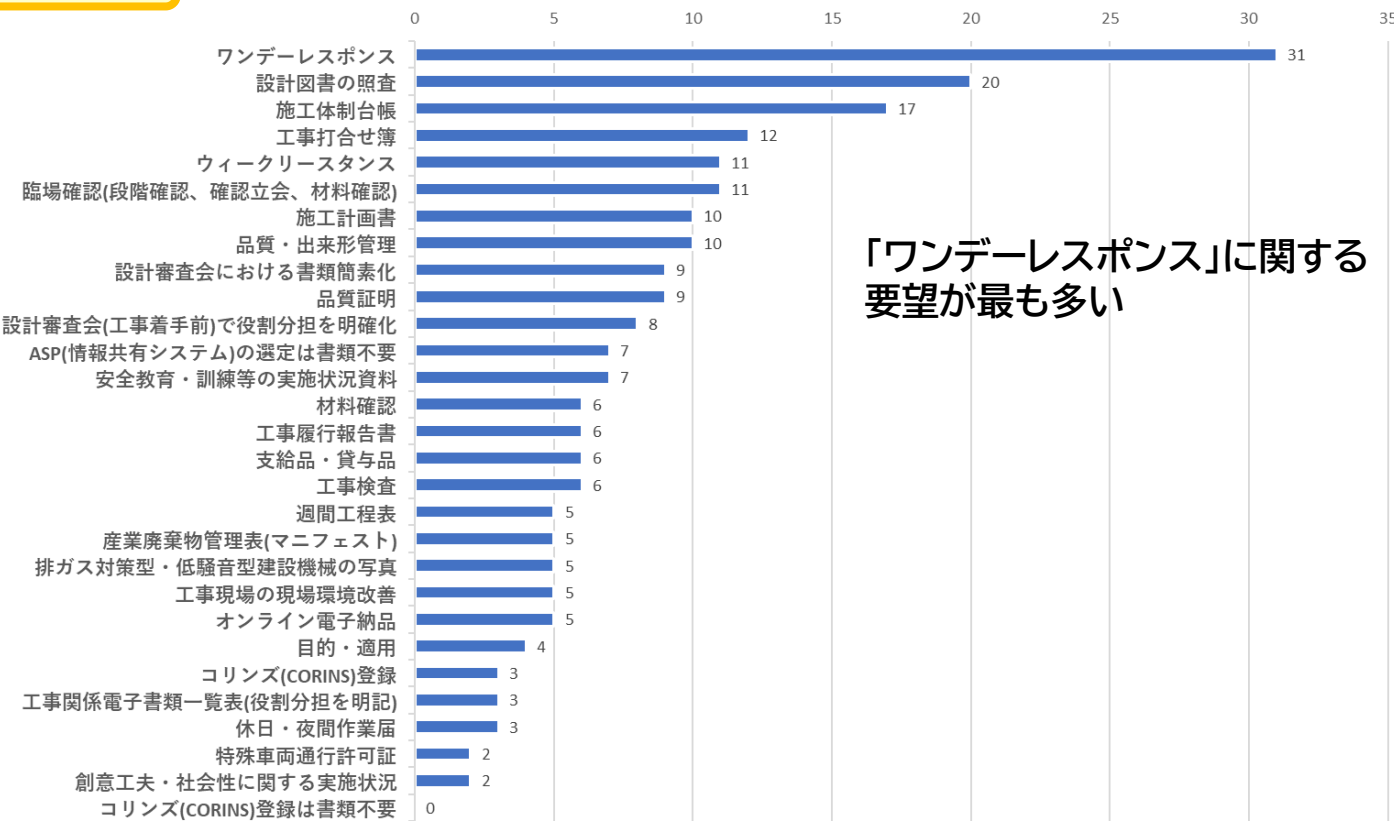
スリム化ガイドの各項目に対する要望（複数回答可）n=251

改善要望はありますか



■ 要望なし ■ 要望あり

※具体的な要望内容が記載されていたものを集計



「ワンデーレスポンス」に関する
要望が最も多い

【主な要望内容】

- ・ワンデーレスポンスが定着されていない。
- ・ウィークリースタンスの実施がまだ発注者に浸透仕切っていないと思われる。
- ・桁製作期間の段取り中で現場作業が半年後の状況でも、毎週週間工程表の提出を求められている。
- ・施工計画書提出後、新規工種別に詳細施工計画書を作成・提出している場合、最終的に変更施工計画書として統合する必要があるかが担当者で意見が異なることがあるので統一して頂きたい。
- ・事務所⇒本局資料作成について追加が発生した場合は、その資料作成費用を協議することが出来るようにしていただきたい。
- ・大規模現場だと、下請会社が多くなる。本工事では、現在86回の施工体制台帳を提出しており、大変時間を要している。

令和7年3月に「土木工事電子書類スリム化ガイド」をバージョンアップ！

取組の目的

工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的

適用・バージョンアップのポイント

■適用

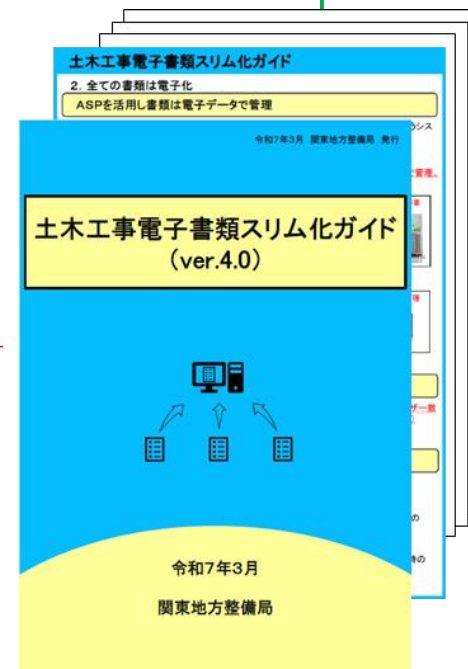
- ・令和7年4月1日以降の関東地方整備局発注工事(入札・契約手続運営委員会を開始する工事、入札手続き中及び契約済みの工事)
(港湾空港関係、営繕関係を除く)

■バージョンアップのポイント

- ✓ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する
- ✓ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る
- ✓ 発注者等からの誤った指摘事例について、アンケート結果で判明した新たな指摘事例を反映
- ✓ 試行的に、スリム化ガイドについての意見を募集開始
- ✓ また、アンケート結果で課題として上がった、設計審査会(工事着手前)の開催、設計図書修正(構造計算を伴うものや大幅な修正)に係る費用計上や、改善要望が多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の照査」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります

■その他の主なバージョンアップ箇所

- ✓ コリンズ(CORINS)登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し
- ✓ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記
- ✓ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記
- ✓ その他、アンケート調査結果により明らかとなった課題に対する対応及び改善要望のあった事項を反映



※関東地方整備局のホームページに掲載

「土木工事電子書類スリム化ガイド」→ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

書類限定検査の実施の標準化

【目的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。「検査書類限定型工事」として実施しているところであるが、これまでの実施の結果を踏まえ、より一層の検査の効率化を図るため、「**書類限定検査の実施を標準**」とすることとされた。

(関東地方整備局では令和3年度より原則実施)

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象

書類限定検査のイメージ

通常検査

検査書類

44書類

書類限定検査

検査書類

10書類に限定



上記の書類以外は、監督職員による
施工プロセスの
チェックリストにより確認

【対象工事】

全ての工事(港湾、空港、官庁営繕工事を除く)について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真

〈関東地方整備局の遠隔臨場の実施方針〉

○令和2年度より試行に取り組んでおり、令和3年度は514工事で試行を実施し、移動時間や、立会に伴う待ち時間の短縮等の効果を確認
⇒令和4年6月から本実施に移行

○全ての工事を対象とするが、規模の小さい工事は工事内容を踏まえて判断

- ・工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施
- ・工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、「発注者指定型」により実施
なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」より実施も可能

※発注者指定型：実施にかかる必要な費用の全額を発注者が負担する方式

〈遠隔臨場の効果〉

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・施工者は、待ち時間等がなくなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・立会い以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった



受発注者ともに
人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与

現場での受注者による撮影状況



▲ 令和4年2月17日 久慈川緊急治水対策河川事務所の工事
(久慈川緊急治水対策河川事務所は、発注した全工事で遠隔臨場を試行)

執務室での監督職員による確認状況

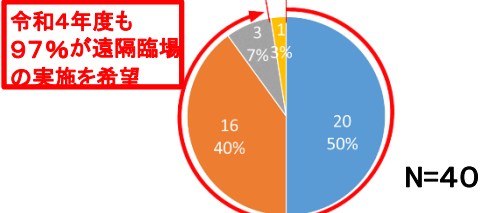


リアルタイムで映像を確認

令和3年度 受注者アンケート結果 (10月実施)

〈アンケート対象〉 令和2年度から令和3年9月までに完成した80工事
(うち回答40工事(回答率50%) WEB方式)

令和4年度の遠隔臨場の実施の希望



- 費用を発注者が全額負担をするのであれば、継続を希望
- 費用の一部を受注者が負担するとしても、継続を希望
- 費用を受注者が全額負担するとしても、継続を希望
- 遠隔臨場を希望しない

遠隔臨場の効果を実感した項目 (複数回答可)

- ・ 時間に関する効率化(監督職員等の待ち時間の削減等) 29件
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 28件

〈遠隔臨場による工事検査に関する実施要領〉

令和5年度における中間技術検査など各種検査における遠隔臨場の適用可能性の試行結果を踏まえ、
『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』、及び
『遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領(案)』が策定される。

対面書類検査や現場実地検査 ⇒ 遠隔臨場による工事検査(適応性を踏まえ従来通り対面検査も可)

令和6年12月には、関東地方整備局のHPに、
建設現場における遠隔臨場 取組事例集
(関東地方整備局版 第二版)を掲載

＜実施目的＞

■巡回現場会議は、建設現場における施工の効率化、生産性の向上、担い手の確保・育成などを目的とした施策の実施状況の確認と課題を把握し、必要に応じ改善を図るため、工事発注や監督に直接関係しない本局の企画部職員が各事務所の建設現場等を巡回する取り組み（平成22年度から開始）

＜令和6年度の実施方法＞

- 時間外労働の実態と要因、設計図書の精度や工事書類の簡素化、設計変更の対応、監督職員の対応やガイドラインマニュアル等の改善点など、現場代理人等と率直な意見交換を実施。【受注者】
- 土木工事電子書類スリム化ガイドや遠隔臨場、ワンデーレスポンスなどの運用状況や課題、所内間や受発注者間におけるコミュニケーションの状況などについて主任監督員と現場技術員と率直な意見交換を実施。【主任監督員、現場技術員】

＜受注者からの主な意見＞

凡 例：◇好評な事例 ◆意見・要望等

- ◇現場の書類は簡素化されてきている。
- ◇現場業務の負担を減らすため、作図やデータ入力作業等は社内の専門部署のバックアップ体制を活用している。
- ◇コミュニケーションを十分にとれており、問題はない。相談しやすい雰囲気である。
- ◆出水期、渇水期の制約を受ける河川工事や突発事象の対応を要する道路維持工事では完全週休2日は難しい。
- ◆増工があったが、工期の変更が行われなかった。
- ◆ASPの承認に時間がかかっている。
- ◆協議資料や各種調査票、施行体制台帳等の作成に時間を要し負担に感じる。

＜主任監督員からの主な意見＞

- ◇対面でなるべく現場に出向き頻繁にコミュニケーションをとるようにしている。
- ◇定期的に会議を開催し、工程や懸案事項の共有をしている。【発注課とのコミュニケーション】
- ◇設計審査会も問題なく開催し、風通しの良い関係を築いている。【発注課とのコミュニケーション】
- ◆一部の職員に負担が集中。工事量と人員のバランスが取れていない。
- ◆超勤の縮減に努めているが、月45時間を超えてしまうこともある。
- ◆審査会の回答や協議資料が少し遅れることがある。【発注課とのコミュニケーション】
- ◆打合せを行う際に時間を確保しづらい。現場を確認する機会もない。【発注課とのコミュニケーション】

＜過去の実施件数＞

年度	事務所数	現場数
H22	27	46
H23	28	78
H24	27	65
H25	27	81
H26	28	84
H27	28	84
H28	29	87
H29	30	91
H30	30	89
R1	30	90
R2	4(15)※1	12(45)※1
R3	29(14)※2	87(42)※2
R4	12	16
R5	21	30
R6	21	24

※1（ ）アンケートのみ回収

※2（ ）うちWEB開催

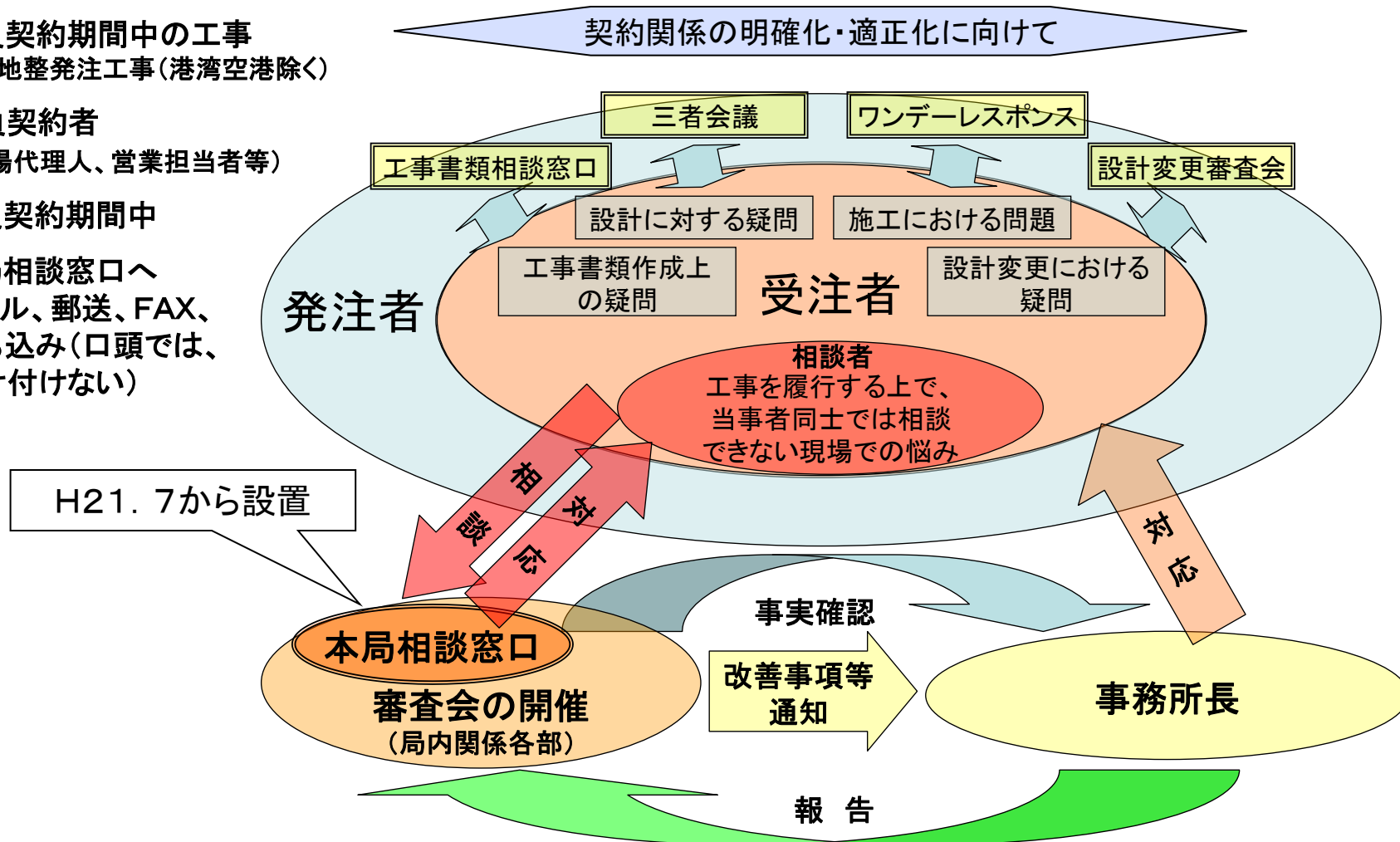
これまで、三者会議・ワンデーレスポンス・設計変更審査会等を通じ、現場の課題解決に努めてまいりました。
平成21年7月からは、工事を履行する上で、『**請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み**』の相談に応じる『建設現場悩み相談窓口』を本局に設置しています。

対 象: 請負契約期間中の工事
関東地整発注工事(港湾空港除く)

相 談 者: 請負契約者
(現場代理人、営業担当者等)

受付時期: 請負契約期間中

相談方法: 本局相談窓口へ
メール、郵送、FAX、
持ち込み(口頭では、
受け付けない)



※相談窓口:
関東地整企画部 技術管理課に設置